

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

本庄市（以下「市」という。）と〇〇（以下「事業者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。
ただし、本市で指定する指定暑熱避難施設については、市民その他の者（以下「利用者」という。）へ広く認識されやすいように「本庄市クーリングシェルター」を用いる。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設は、次に掲げるとおりとする。

名称	●●センター
所在地	本庄市〇〇1-1-1
供用部分名（開放場所）	〇階待合スペース
開放する曜日	〇曜日～〇曜日
開放する時間帯	午前〇時～午後〇時
開放時の受け入れ可能人数	〇人
備考	（例）そのほか、開放日は臨時休館日を除く

（施設の管理及び運用）

第4条 指定暑熱避難施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課	
役職名・氏名	
連絡先	

2 事業者は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように適切に維持管理するほか、次の事項のとおり運用する。

- （1）冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。
- （2）受け入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保し、休憩できる椅子等を配置する。
- （3）開放場所は無料で滞在できるとし、熱中症予防のための水分補給を可能とする。
- （4）問い合わせがあった場合の休憩場所や飲料購入場所等の案内を行う。
- （5）指定暑熱避難施設であることがわかるようポスター等の案内掲示を行う。
- （6）環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。
- （7）市のホームページ等による指定暑熱避難施設公表に協力する。
- （8）利用者の利用状況等について市へ報告する。

3 市は、指定暑熱避難施設として利用者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、事業者に対し、改善を申し入れることができる。

4 指定暑熱避難施設設置に伴う冷房設備の電気代等の必要な経費は、対象施設の負担とし、利用者が対象施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償を負わない。

(実施期間および施設の対応)

第5条 指定暑熱避難施設の実施期間は、毎年度環境省が行う、熱中症特別警戒情報の運用期間とする。ただし、初年度は協定締結日を開始日とする。

- 2 市は、本庄市を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに事業者へ伝達し、事業者は、伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第3条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放するものとする。
- 3 事業所は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、実施期間は利用者が暑熱を避けるための滞在場所として、第3条に定める開放可能日等において、供用部分を一般に開放にするものとする。
- 4 第2項および第3項について、設備点検等やむを得ない理由により対象施設が休館している場合は、この限りではない。
- 5 対象施設の開放中における利用者の滞在に係る対応は、事業者においてこれを行うものとし、必要に応じ市に協力を求めることができる。

(変更の協議)

第6条 事業者は、指定暑熱避難施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ市と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、市又は事業者のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、市及び事業者の協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、市及び事業者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

市 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号
本庄市
本庄市長 ○○ ○○ 公印

事業者 住所
事業所名
役職 代表者名 印